

一般不妊治療費を助成します

不妊治療のうち、人工授精（以下「一般不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額のため、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成します。

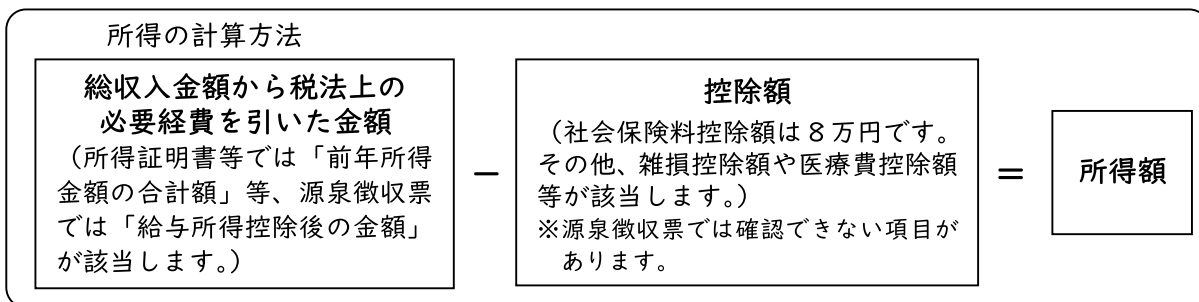
1. 対象となる費用は・・・

医療機関で受診した一般不妊治療（保険外診療分に限る）に要した費用が対象です。
※ただし、文書料、個室料、食事代等直接治療に関係のない費用は含みません。

2. 助成対象者は・・・

次の①～④全てに該当する方が対象です。

- ① 医療機関において不妊症と医師に診断された夫婦。
※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む。
- ② 治療開始の初日における妻（パートナー）の年齢が41歳未満である夫婦。
- ③ 夫又は妻（パートナー）のどちらかが熊本市の住民基本台帳に記載されている夫婦。
- ④ 夫及び妻（パートナー）の前年の所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満である夫婦。※④は令和2年12月31日までに人工授精を実施したものに限り。
*ここでいう「所得」とは、総収入金額から税法上の必要経費や諸控除額を引いた金額となります。
申請の前に源泉徴収票等でご確認の際は下記を参考にしてください。



3. 助成金の額は・・・

助成する額：助成額は、令和元年（2019年）10月1日以降に開始した一般不妊治療に要した費用に限りま
す。ただし、助成額は**夫婦1組につき、累計5万円**までとなります。

4. 申請の時期及び場所は・・・

申請は、原則一般不妊治療を受けた日の属する月の初日から起算して1年以内までに、下記の区役所保健子ども課で行ってください。

5. 申請に必要なものは・・・

提出物	法律婚の場合	事実婚の場合(令和3年1月1日以降に人工授精を実施した場合に限る)
一般不妊治療費助成事業申請書	○	○
一般不妊治療費助成事業受診等証明書	○	○
医療機関からの領収書原本(医療費控除の手続きに必要な方はコピーしてお返しいたします)	○	○
通帳またはキャッシュカード(申請者名義のもの)	○	○
戸籍全部事項証明(発行後3か月以内)	○(熊本市で初めて申請、又はご夫婦の住所が異なる場合)	○(治療当事者両人のもの)
市町村民税課税証明書等(「所得金額の合計額」や「控除額」がわかるもの)※転入や、市外在住の場合	○(令和3年1月1日以降に人工授精を実施した場合は不要)	×
事実婚関係に関する申立書	×	○

6. その他

* 受付場所(お住まいの区に関わらず、どの窓口でも申請できます。)

受付窓口	住 所	電話番号
中央区役所 保健子ども課	中央区手取本町1-1	096-328-2419
東区役所 保健子ども課	東区東本町16-30	096-367-9134
西区役所 保健子ども課	西区小島2丁目7-1	096-329-1147
南区役所 保健子ども課	南区富合町清藤405-3	096-357-4138
北区役所 保健子ども課	北区植木町岩野238-1	096-272-1128

《お問い合わせ》上記の各区役所保健子ども課または子ども政策課(096-328-2156)へ